

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章
第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

施設基準に基づく手術件数(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

1. 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

2. 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

4. 区分4に分類される手術

ア	腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術	0件
---	----------------	----

5. その他の区分

ア	人工関節置換術	71件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件